



# 深川交通安全情報

## ストップ・ザ・交通事故

令和6年4月11日  
深川警察署  
交通課  
R6年第21号



# 安全運転管理者について

## □届出について□

『事業所の車の台数が5台以上になった』『安全運転管理者が変わった』  
『事業所の住所や名前が変わった』  
などの場合、届出が必要です。



- 安全運転管理者の選任義務(道路交通法74条の3第1項)  
…罰則(安全運転管理者を選任しなかった場合):50万円以下の罰金
- 副安全運転管理者の選任義務(道路交通法74条の3第4項)  
…罰則(副安全運転管理者を選任しなかった場合):50万円以下の罰金
- 選任、解任届出義務(道路交通法74条の3第5項)  
→選任、解任した日から15日以内に届出しなければならない  
…罰則(選任、解任届出をしなかった者):5万円以下の罰金

## ■副安全運転管理者の選任を必要とする自動車台数と副安全運転管理者の人数■

自動車の台数	19台まで	20～39台	40～59台	60～79台	80～99台	100～119台	120～139台	140～159台
副安全運転管理者	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人

## □講習について□

安全運転管理者は、安全運転管理者等講習を受講しなければなりません。

法定講習を受講させる義務(道路交通法74条の3第9項)

- ※ 深川警察署管内では、年3回(深川地区2回、沼田地区1回)法定講習を実施しています。  
安全運転管理者の方は、年1回必ず講習を受講するようにしてください。



- 安全運転管理者の届出、法定講習についてなど、ご不明な点がございましたら深川警察署交通課までお問い合わせください。

深川警察署 ☎0164-23-0110

～めざせ 安全で安心な北海道～